

## 国家外貨管理局 サービス貿易外貨管理に関する新政策を公布

トランザクションバンキング部  
中国調査室

2013年7月18日、国家外貨管理局は「国家外貨管理局 サービス貿易外貨管理法規の公布に関する通知」(匯発[2013]30号、以下、「通知」)<sup>1</sup>を公布しました。9月1日より施行されます。また、従来のサービス貿易外貨管理関連法規49件が同時に廃止されます。

外貨管理制度については、行政手続簡素化、外貨資金の流入流出均衡管理等の方針に基づき、昨年の下半期以降、貨物貿易外貨管理、直接投資外貨管理、外債管理及び税関特別監督管理区域外貨管理等の改革が行われてきました。

今般公布された「通知」は、従来のサービス貿易外貨管理関連法規を整理、簡素化するものです。サービス貿易の対外支払は、①1件あたり5万米ドル相当額以下の取引については原則、取引エビデンス審査が不要、税務証明の提出が不要となったこと<sup>2</sup>、②1件あたり5万米ドル相当額超の取引については、エビデンス審査が必要なるが、審査資料が簡素化されたことなどが特色で、全般的に簡素化と言える内容です。一方でサービス貿易の外貨受取は、5万米ドル相当額超の場合は、エビデンス審査手続が要求されることが規定されており注意が必要です。このほか、初めてサービス貿易外貨収入の域外留保が認められました。

以下、内容についてご紹介します。なお具体的な運用等詳細につきましては、今後各地の外貨管理当局に確認していく必要があります点、ご注意ください。

### 1. サービス貿易外貨収支について

#### 1) 1件5万米ドル相当額以下のサービス貿易外貨収支

「実施細則」では、1件5万米ドル相当額以下のサービス貿易に係わる対外支払及び外貨受取に対して、原則として取引エビデンスの審査が不要と明確化しています。なお、資金性質が不明なサービス貿易外貨収支は、金融機関に対し、域内機関と個人に取引エビデンスの提出を求め、且つ合理的な審査を行うことを要求しています。

また、税務エビデンスの提出も不要とされました。

<sup>1</sup> 「通知」の附属資料として、「サービス貿易外貨管理手引き」(以下、「手引き」と「サービス貿易外貨管理手引き実施細則」(以下、「実施細則」))が同時に公布されました。

<sup>2</sup> 5万米ドル相当額超の場合「税務届出表」の提出が必要

## 2) 1件5万米ドル相当額超のサービス貿易外貨収支

### ▶ 取引エビデンス審査

「実施細則」では、1件5万米ドル相当額超のサービス貿易外貨収支は、金融機関は、契約書（協議書）、インボイス（支払通知）、或いは関連するその他の取引エビデンスのいずれか一つに対する審査すると規定しています。

なお、下表1に列挙する項目は、別途個別に提出エビデンスが規定されています。

【表1】個別に提出資料が要求されている項目	
項目	具体的な要求
国際運輸項目	▶ 運輸インボイス又は運輸書類或いは運輸リスト
対外労務協力或いは対外請負工程項目	▶ 契約書(協議書)と労務予算表(工程予算表或いは工程決済明細)
対外請負工程契約前のサービス貿易項目における前期費用対外支払	▶ 申請書(前期費用予算状況・使用時間・域外受取人と域内機構間の関係等を含むがそれに限らない)。未使用の外貨資金について域内機構は直ちに域内に戻すこと
特許使用料と特許費項目	▶ 契約書(協議書)とインボイス(支払通知)
利潤・配当金項目下の対外支払	▶ 会計事務所が発行した関連年度の財務監査報告、董事会の利潤分配決議、直近の验资報告。域内機構は法に基づき中期間の域外株主が得るべき配当金を支払うことができる
外商投資パートナーシップ企業の外国パートナーが得る利潤項目の対外支払	▶ 外国パートナー出資確認登記証明と利潤分配決議書。そのうち外国パートナー出資確認登記証明は金融機関を通して外管局の関連システムから印刷してよい
利潤・配当金項目の受取	▶ 利益処分決議と域外機構関連年度の財務報告書
代表処(弁事処)経費項目	▶ 経費予算表
技術輸出入項目	▶ 契約書(協議書)、インボイス(支払通知)。制限類に属する技術輸出入については、域内機構と域内個人は商務部門が発行した「技術輸出入許可証」の提出が必要。
国際賠償項目	▶ オリジナルの取引契約書、賠償協議書(賠償条項)および全ての賠償過程の関連説明或いは証明材料;或いは裁判所の判決書又は仲裁機構が発行した仲裁書又は権利を有する調停機構が発行した調停書等のみ
関連関係を持つ域内外機構が立替或いは分担したサービス貿易費用項目	▶ オリジナルの取引契約書、立替或いは分担契約書(協議書又は説明書)、エビデンス(支払通知)、立替又は分担期間は12ヶ月を超えないこと
サービス貿易項目の払戻	▶ 元の払込・払出金の取引の性質を規定する取引エビデンス、全ての払戻過程の関連説明書或いは証明資料。払戻金額は元の払込・払出金額を超えないこと、且つ元のルートで払戻すること

### ▶ 税務証明審査(対外支払の場合)

1件5万米ドル相当額超のサービス貿易対外支払の場合、上記の取引エビデンス審査のほかに、主管税務部門が発行する「サービス貿易等項目対外支払税務届出表」(以下、「税務届出表」)の提出が要求されています。具体的な税務届出関連手続は国家税務総局と国家外貨管理局が共同で公布した新通知<sup>3</sup>に規定されています。

<sup>3</sup> 『国家税務総局 国家外貨管理局 サービス貿易等項目における対外支払税務備案に関する問題についての広告』(国家税務総局国家外貨管理局公告2013年第40号 2013年9月1日より施行)。詳細内容はBTMU (China) 実務制度ニュースレター第73期をご参照ください。

従来は3万米ドル相当額超の対外支払の場合「税務証明」<sup>4</sup>が求められていましたが、今回の通知により簡素化されます。但し、納税手続そのものが不要となるわけではなく、依然として関連規定に基づき納税義務を履行しなければならないのでご注意ください。

### 3) サービス貿易域内振替業務

「実施細則」では、表2に列挙されている項目に係わるサービス貿易域内振替につき、それぞれの審査エビデンスを明確化しています。なお、表2に列挙されていないその他のサービス貿易域内外貨振替の場合は、『域内外貨振替管理暫定規定』に基づき取扱うとしています。

【表2】個別に提出資料が要求されている項目	
項目	具体的な内容
域内機構の国際運輸或いは国際運輸代理企業に対する輸送費及び関連費用	➤ インボイス
対外請負工程項目における、総請負方から各請負方へ振替える工程費	➤ 請負契約とインボイス(支払通知)
対外請負工程共同体が対外受払主体を指定した際の、受払主体と共同体その他メンバー間の工程費振替	➤ 関連契約書とインボイス(支払通知)
サービスアウトソーシング項目における委託方から引受方へ振替える関連費用	➤ 引受契約書とインボイス(支払通知)
域内機構が個人に返還する立替た公務出国項目の関連費用払戻	➤ 関連費用エビデンス或いは費用リスト
外貨保険項目の関連費用の域内外貨振替	➤ 保険業務外貨管理関連規定に基づき処理する

### 4) サービス貿易外貨収入の域外留保

域内機関のサービス貿易外貨収入の域外留保(以下、「域外留保」)が初めて認められ、同時に域外留保が備えるべき条件、外貨口座の開設申請、収支範囲、域外留保限度額等が規定されました。

#### ① 域外留保を行う条件

「実施細則」では、以下の条件を満たすことが求められています。

【表3】域外留保の条件
➤ サービス貿易外貨収入があり、域外で継続的に支払決済を行う必要がある
➤ 直近2年で外貨管理規定違反行為がない
➤ 整備された域外留保の内部管理制度を備えている
➤ 貨物貿易と関連するサービス貿易に従事している
➤ 域内企業集団が域外留保を行い、かつ集中決済を行う際には、その域内外貨資金はすでに集中運営管理を実行している
➤ 外貨管理局が規定するその他の条件

#### ② 域外留保外貨口座の開設と収支範囲

「実施細則」では、域外留保を行う際に、域外留保外貨口座の開設を所在地外管局に申請しなければならないと要求されています。申請資料、口座の収支範囲は下表の通りです。域外留保資金規模<sup>5</sup>は、前年度のサービス貿易外貨収入総額の50%を上回ってはならないとされています。

<sup>4</sup> 「サービス貿易等の対外支払の際に提出する税務証明の更なる明確化に関する問題の通知」(匯発[2008]64号)では、対外支払金額1件3万米ドル以上の場合、税務証明の提出が必要であると定められています。

<sup>5</sup> 即ち、域外留保口座の残高

【表4】域外留保口座開設の申請資料

➤	申請書(以下を含むがそれに限らない: 基本状況、サース貿易実施状況、口座開設予定銀行、使用期限、実際の需要に基づいて申請する域外留保資金規模等
➤	域外留保の内部管理制度
➤	域内企業集団が域外留保を行い、かつ集中決済を行う際には、加えて域外留保を行う域内メンバー企業リストと域内メンバー企業が集中決済に同意する旨の契約
➤	外管局が要求するその他の資料

【表5】域外留保外貨口座の収支範囲

収入範囲	➤ サービス貿易収入と外管局が批准したその他収入
支出範囲	➤ 経常項目支出、域内資金の戻し、および外管局の規定に合致するその他支出

【表6】域外留保の留意点

項目	具体的な内容
所在地外管局での届出手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 域内機構は域外留保口座を開設後、10 営業日以内に開設銀行、口座番号、口座種類などの情報を書面形式で所在地外管局に届出ること</li> <li>➤ 基本口座に変更が生じる場合には、関連情報を得てから 10 営業日以内に変更となる情報を書面形式で所在地外管局に届出ること</li> <li>➤ 域内機構が域外留保口座を閉鎖する場合には、口座閉鎖から 10 営業日以内に域外口座開設銀行の口座閉鎖通知書を所在地外管局に届け出、残高を域内に戻すこと</li> </ul>
所在地外管局へのステートメント提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 域内機構は毎四半期終了後 20 営業日以内に所在地外貨管理局に域外留保口座銀行のステートメントを提出しなければならず、銀行ステートメント上には法律効力を有する域内機構の印章を押印すること</li> </ul>
域外留保口座の収支情報の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 域内機構は国際収支申告の関連規定に従い国家外貨管理局の応用サービスプラットフォームで域外留保口座の収支残高情報を報告すること</li> <li>➤ 域内企業集団が域外留保を行う場合には、幹事企業が関連情報を報告すること</li> </ul>
関連エビデンスの保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 相応の取引エビデンスを検査に備えて 5 年間保存すること</li> </ul>

### ③ 企業集団の集中決済と域外留保

「実施細則」では、集中決済を行っている域内企業集団が域外留保業務を行う際の申請手続きや口座残高制限についても規定されています。

## 2. 監督管理

「実施細則」では、外管局は外貨モニタリングシステムを通じて、サービス貿易収支に対してオフサイト照合審査を行うとしています。一部の外貨収支異常の域内機構及び個人に対してオフサイト照合審査、オンサイト照合審査或いは検査を行うと規定されていますが、外貨収支異常を判断する基準は明確化されていません。具体的なオンサイト照合審査方式は以下の通り定められています。

【表7】オンサイト照合審査方式

➤	検査対象の域内機構、域内個人及び関連金融機構に対する、関連書面資料の提出要求
➤	検査対象の域内機構の法定代表者または授権者、域内個人、関連金融機構の責任者または授権者と面談を実施
➤	検査対象の域内機構、域内個人及び関連金融機構の財務会計資料及び関連資料の閲覧、コピー
➤	その他必要なオンサイト照合審査方式

**【表8】外管局のオンサイト照合審査に対する域内機構、域内個人の対応要求**

- 外管局が域内機構、域内個人に書面の資料提出を要求した場合。域内機構、域内個人は『オンサイト照合審査通知書』受領後10営業日以内に、外管局に書面報告及び関連証明資料を提出すること。
- 外管局が検査対象の域内機構法定代表者または授権者、域内個人、関連金融機構責任者または授権者と面談する場合、上述の人員は『オンサイト照合審査通知書』受領後10営業日以内に外管局に出向き、状況説明すること
- 外管局がオンサイト照合審査で検査対象の域内機構、域内個人の関連証明書類を検閲、コピーする場合、域内機構、域内個人は外管局要求に基づき、関連の準備を行うこと
- 外管局がその他の方式のオンサイト照合審査を行う場合、域内機構、域内個人は外管局要求に基づき、関連準備を行うこと

「通知」はオペレーション上の関連事項について不明確な点が若干残されておりますが、関連情報を入手次第、別途ご案内申し上げます。

以上

以下は中国語原文と日本語訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;"><b>国家外汇管理局</b> <b>关于印发服务贸易外汇管理法规的通知</b> <b>汇发[2013]30号</b></p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资外汇指定银行：</p> <p>为完善服务贸易外汇管理，促进贸易投资便利化，服务涉外经济发展，国家外汇管理局制定了《服务贸易外汇管理指引》(见附件 1)和《服务贸易外汇管理指引实施细则》(见附件 2)，同时废止了一系列文件(目录见附件 3)。现将有关文件印发你们，请遵照执行，并就有关问题通知如下：</p> <p>一、各分局、外汇管理部应做好法规宣传解释工作，对外公布咨询电话。各银行应做好文件实施前的各项准备工作以及文件正式实施后的落实工作。</p> <p>二、各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局(支局)、地方性商业银行及外资银行。各中资外汇指定银行收到本通知后，应及时转发下属分支机构。</p> <p>三、本通知实施后，之前规定与本通知内容不一致的，以本通知为准。</p> <p>文件执行过程中如遇问题，请及时向国家外汇管理局经常项目管理司反馈。 联系电话: 010-68402381 特此通知。</p> <p>附件: 1.服务贸易外汇管理指引 2. 服务贸易外汇管理指引实施细则</p>	<p style="text-align: center;"><b>国家外貨管理局</b> <b>サービス貿易外貨管理法規の公布に関する通知</b> <b>匯發[2013]30号</b></p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、アモイ、寧波市分局、各中資外為指定銀行；</p> <p>サービス貿易外貨管理を完全なものとし、貿易投資の利便化を促進し、対外経済の発展に資するために、国家外貨管理局は「サービス貿易外貨管理手引き」(附属資料 1)と「サービス貿易外貨管理手引き実施細則」(附属資料 2)を制定し、同時に一連の文書を廃止した(目録は附属資料3)。ここに関連文書を発行するので、遵守、参照の上執行されたい。関連する問題を以下の通り通知する。</p> <p>一、各分局、外貨管理部は法規の宣伝解釈業務と対外公布問い合わせ電話に確りと対応すること。各銀行は文書実施前の各種の準備業務と文書正式実施後の着実な業務を行うこと。</p> <p>二、各分局、外貨管理部は本通知を受領後、直ちに管轄内の中心支局(支局)、地方性商業銀行および外資銀行に転送すること。各中資外為指定銀行は本通知を受領後、ただちに下級の分支機構に転送すること。</p> <p>三、本通知実施後、従来の規定と本通知の内容が一致しない部分については本通知に従って運用する。</p> <p>文書の執行過程において問題が発生した場合には、直ちに国家外貨管理局經常項目管理課にフィードバックされたい。 連絡電話:010-68402381 特にここに通知する。</p> <p>附属資料:1. サービス貿易外貨管理手引き 2. サービス貿易外貨管理手引き実施細則</p>

<p>3. 废止文件目录 国家外汇管理局 2013年7月18日</p> <p><b>附件1 服务贸易外汇管理指引</b></p> <p>第一条 为完善服务贸易外汇管理，促进贸易投资便利化，服务涉外经济发展，根据《中华人民共和国外汇管理条例》，制定本指引。</p> <p>第二条 国家对服务贸易项下国际支付不予限制。 服务贸易外汇收入可按规定的条件、期限等调回境内或者存放境外。</p> <p>第三条 服务贸易外汇收入，可以自行保留或办理结汇；服务贸易外汇支出，可以使用自有外汇支付或者以人民币购汇支付。</p> <p>第四条 服务贸易外汇收支应当具有真实、合法的交易基础。 境内机构和境内个人不得以虚构交易骗取资金收付，不得以分拆等方式逃避外汇监管。</p> <p>第五条 境内机构和境内个人从事服务贸易活动应当符合国家规定，需经国家相关主管部门审批、核准、登记、备案等的，在办理服务贸易外汇收支前，应先办妥有关手续。</p> <p>第六条 经营外汇业务的金融机构(以下简称金融机构)办理服务贸易外汇收支业务，应当按照国家外汇管理规定对交易单证的真实性及其与外汇收支的一致性进行合理审查，确认交易单证所列的交易主体、金额、性质等要素与其申请办理的外汇收支相一致。</p>	<p>3. 廃止文書目録 国家外貨管理局 2013年7月18日</p> <p><b>附属資料1 サービス貿易外貨管理手引き</b></p> <p>第一条 サービス貿易外貨管理制度の改善、貿易投資利便性の促進及びサービス産業の発展を図るため、「中華人民共和国外貨管理条例」に基づき、本手引きを作成する。</p> <p>第二条 国家はサービス貿易項目の国際決済に対して制限を行わない。 サービス貿易外貨収入は規定の条件及び期限に従い中国域内に振替或いは中国域外に留保できる。</p> <p>第三条 サービス貿易外貨収入は、自ら留保或いは人民元転できる；サービス貿易外貨支払は、自ら保有する外貨にて支払或いは人民元から外貨転した上で支払ができる。</p> <p>第四条 サービス貿易外貨収支は真実且つ合法的な取引に基づかねばならない。 域内機構及び個人は偽造の取引により外貨資金を騙し取ってはならず、分割等方式で外貨管理を忌避してはならない。</p> <p>第五条 サービス貿易活動に従事する域内機構及び個人は国家规定に従わねばならず、国家関連当局の審査・認可・登記・備案等が必要とされる項目につき、サービス貿易外貨収支業務を行う前に、関連手続きを完備しなければならない。</p> <p>第六条 外貨業務を経営する金融機関(以下金融機関と略称)はサービス貿易外貨収支業務を実施する際、国家外貨管理局の規定に従い取引エビデンスの真実性及び一貫性をチェックしなければならず、取引エビデンスに記載される取引主体・金額・性質等の要素が申請される外貨収支と一致することを確認しなければなら</p>
---	--

第七条 金融机构应根据本指引及相关规定制定内部管理制度，明确有关业务操作规程，并按照国家外汇管理规定及时报送相关外汇收支信息，报告异常、可疑线索。

第八条 境内机构和境内个人办理服务贸易外汇收支，应按规定提交能证明交易真实合法的单据；提交的交易单据无法证明交易真实合法或与其申请办理的外汇收支不一致的，金融机构应要求其补充其他交易单据。

第九条 服务贸易外汇收支涉及的交易单据应符合国家法律法规和通行商业惯例的要求，主要包括：

- (一)包含交易标的、主体等要素的合同(协议)；
- (二)发票(支付通知)或列明交易标的、主体、金额等要素的结算清单(支付清单)；
- (三)其他能证明交易真实合法的单据。

第十条 办理服务贸易外汇收支业务，金融机构应按规定期限留存审查后的交易单据备查；境内机构和境内个人应按规定期限留存相关交易单据备查。

第十一条 国家外汇管理局及其分支机构(以下简称外汇局)有权对第二条至第十条规定事项进行监督检查。

外汇局通过外汇监测系统，监测服务贸易外汇收支情况，对外汇收支异常的境内机构、境内个人和相关金融机构进行非现场核查、现场核查或检查，查实外汇违法行为。

ない。

第七条 金融機関が本手引き及び関連規定に従い内部管理制度を規定し、関連業務操作規定を明確化し、あわせて国家外貨管理局の規定に従い関連外貨収支情報を報告し、異常・疑わしい情報を報告しなければならない。

第八条 域内機構及び域内個人のサービス貿易外貨収支は、規定に従い取引の真実性及び合法性を証明できるエビデンスを提出しなければならない；提出したエビデンスにより取引の真実性及び合法性が証明できない、或いは申請する外貨収支業務と一致しない場合、金融機関は追加エビデンスの提出を求めなければならない。

第九条 サービス貿易外貨収支の取引エビデンスは国家法令規制及び一般的な商業慣習に合致しなければならない。主要な要素は以下の通り：

- (一)取引対象・主体等の要素を含んだ契約(協議)；
- (二)インボイス(支払通知書)或いは取引対象・主体・金額等の要素が明記された決済明細(支払明細)；
- (三)その他取引真実性及び合法性を証明できるエビデンス。

第十条 サービス貿易外貨収支業務を行う際、金融機関は検査対応のために、審査済みのエビデンスを規定期限に従って保存しなければならない；域内機構及び個人はエビデンスを規定期限に従って保存しなければならない。

第十一条 国家外貨管理局及びその分支機構(以下外貨局と略称)は第二条から第十条の規定事項に対し監督監査の権利を有する。

外貨局は外貨モニタリングシステムを通じて、サービス貿易外貨収支状況を監視し、外貨収支が異常な域内機構・個人及び金融機関に対しオフサイト照合審査・オンサイト照合審査及び検査を行い、違法行為を究明する。



<p>第十二条 下列服务贸易外汇收支，外汇管理另有明确规定的，从其规定；没有明确规定的，按照本指引及其实施细则执行：</p> <p>(一)境内个人的服务贸易外汇收支；</p> <p>(二)海关特殊监管区域内境内机构的服务贸易外汇收支；</p> <p>(三)金融机构自身的服务贸易外汇收支；</p> <p>(四)因资本和金融项目交易发生的服务贸易外汇收支；</p> <p>(五)货物贸易外汇管理有明确规定的服务贸易外汇收支。</p>	<p>第十二条 下記のサービス貿易外貨収支については、外貨管理において他に明確な規定があるものは、その規定に従う。明確な規定が無いものは、本手引き及び実施細則に基づいて実施する。</p> <p>(一) 域内個人のサービス貿易外貨収支</p> <p>(二) 税関特別監管区域内の域内機構のサービス貿易外貨収支</p> <p>(三) 金融機関自身のサービス貿易外貨収支</p> <p>(四) 資本及び金融取引において発生するサービス貿易収支</p> <p>(五) 貨物貿易外貨管理に明確な規定があるサービス貿易外貨収支</p>
<p>第十三条 收益和经常转移项下外汇管理按照本指引执行。</p>	<p>第十三条 収益と經常移転項目下における外貨管理は本手引きに基づいて実施する。</p>
<p>第十四条 违反本指引规定的，由外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》及相关规定予以处罚。</p>	<p>第十四条 本手引きの規定に違反した場合、外貨管理局の『中華人民共和国外貨管理条例』及び関係規定に基づいて処罰する。</p>
<p>第十五条 国家外汇管理局依据本指引制定实施细则。</p>	<p>第十五条 国家外貨管理局は本手引きに基づき実施細則を制定する。</p>
<p>第十六条 本指引由国家外汇管理局负责解释。</p>	<p>第十六条 国家外貨管理局が本手引きの解釈に責任を負う。</p>
<p>第十七条 本指引自2013年9月1日起施行。之前规定与本指引规定不一致的，按照本指引执行。</p>	<p>第十七条 本手引きは2013年9月1日より施行される。それ以前の規定と本手引きの規定が異なる場合、本規定にて実行される。</p>
<p><b>附件2</b> <b>服务贸易外汇管理指引实施细则</b></p>	<p><b>附属資料:2</b> <b>サービス貿易外貨管理手引き実施細則</b></p>
<p>第一条 依据《服务贸易外汇管理指引》(以下简称《指引》),制定本细则。</p>	<p>第一条 「サービス貿易外貨管理手引き」(以下「手引き」)に基づき、本細則を制定する。</p>
<p>第二条 本细则适用于服务贸易、收益和经常转移等除货物贸易以外的经常项目外汇收支(以下统称服务贸易外汇收支)。</p>	<p>第二条 本細則はサービス貿易、貨物貿易を除く収益と經常移転等の經常項目外貨収支(以下サービス貿易外貨収支)に適用する。</p>

第三条 境内机构和境内个人办理服务贸易外汇收支，应按国际收支申报的规定办理申报。  
 金融机构应按照国际收支申报和本细则第十四条规定审查境内机构和境内个人填写的申报凭证，及时向外管局报送信息。

#### 第一章 外汇收支审查

第四条 金融机构办理服务贸易外汇收支业务，应当按照《指引》及本细则的规定对交易单证的真实性及其与外汇收支的一致性进行合理审查。金融机构审查的交易单证无法证明交易真实合法、或与办理的外汇收支不一致的，金融机构应当要求境内机构和境内个人补充其他交易单证。金融机构应当按照“了解你的客户”“了解你的业务”的原则合理尽职。

第五条 金融机构应将《指引》和本细则等相关规定落实到自身业务操作规程中，规范具体业务操作。

第六条 办理单笔等值5万美元以上的服务贸易外汇收支业务，金融机构应按以下规定审查并留存交易单证：

- (一) 国际运输项下：运输发票或运输单据或运输清单；
- (二) 对外劳务合作或对外承包工程项下：合同(协议)和劳务预算表(工程预算表或工程结算单)；
- (三) 对外承包工程签订合同之前服务贸易项下前期费用对外支付：申请书(包括但不限于前期费用预算情况、使用时间、境外收款人与境内机构之间的关系等)。未使用完的外汇资金，境内机构应及时调回境内；
- (四) 专有权利使用费和特许费项下：合同(协议)和发票(支付通知)；
- (五) 利润、股息和红利项下对外支付：会计师事务所出具的相关年度财务审计报告、董事会关于利

第三条 域内機構と域内個人がサービス貿易外貨収支を取扱うにあたり、国際収支報告の規定に基づき申告する。金融機関は国際収支報告と本細則第十四条規定に基づき、域内機構と域内個人が記入した申告証憑を審査し、直ちに外管局へ情報を送付する。

#### 第一章 外貨収支審査

第四条 金融機関はサービス貿易外貨収支業務を取扱うにあたり、『手引き』及び本細則の規定に基づき、取引エビデンスの真実性及び外貨収支の一致に対して合理的な審査を行う。金融機関が審査した取引エビデンスが貿易の真実・合法性を証明できない、或いは処理した外貨収支が不一致である場合、金融機関は域内機構と域内個人にその他の取引エビデンスを要求しなければならない。金融機関は“KYC(顧客を理解する)”と“KYB(業務を理解する)”の原則に照らして合理的に職務を果たさなければならない。

第五条 金融機関は『手引き』と本細則等の関連規定を自身の業務操作規定の中に確りと組み込み、具体的な業務操作規定を定めなければならない。

第六条 一件5万米ドル以上のサービス貿易外貨収支業務を取扱うにあたり、金融機関は以下の規定に基づき審査を行い、取引エビデンスを保存しなければならない。

- (一) 国際運輸項目：運輸インボイス又は運輸書類又は 運輸リスト
- (二) 対外労務協力或いは対外請負工程項目：契約書(協議書)と労務予算表(工程予算表或いは工程決済明細)
- (三) 対外請負工程契約前のサービス貿易項目における前期費用対外支払：申請書(前期費用予算状況・使用時間・域外受取人と域内機構間の関係等を含むがそれに限らない)。未使用の外貨資金について域内機構は直ちに域内に戻すこと。
- (四) 特許使用料と特許費項目：契約書(協議書)とインボイス(支払通知)

利润分配的决议和最近一期的验资报告。境内机构可依法支付中期境外股东所得的股息、红利；外商投资合伙企业外国合伙人所得利润项下对外支付：外国合伙人出资确认登记证明和利润分配决议，其中，外国合伙人出资确认登记证明可由金融机构从外汇局相关系统打印；利润、股息和红利项下收汇：利润处置决议和境外机构相关年度的财务报表；

(六)代表处(办事处)办公经费项下：经费预算表；

(七)技术进出口项下：合同(协议)和发票(支付通知)。属于限制类技术进出口，境内机构和境内个人还应提供商务部门颁发的《技术进出口许可证》；

(八)国际赔偿款项下：原始交易合同、赔款协议(赔款条款)和整个赔偿过程的相关说明或证明材料；或者仅审核法院判决书或仲裁机构出具的仲裁书或有权调解机构出具的调解书等；

(九)具有关联关系的境内外机构代垫或分摊的服务贸易费用项下：原始交易合同、代垫或分摊合同(协议或说明)、发票(支付通知)，代垫或分摊期限不得超过12个月；

(十)服务贸易项下退汇：按照原汇入或汇出资金交易性质规定的交易单证和整个退汇过程的相关说明或证明材料，退汇金额不得超过原汇入或汇出金额，且原路汇回；

(十一)其他服务贸易项下外汇收支：合同(协议)或发票(支付通知)或相关其它交易单证。

第七条 办理单笔等值5万美元以上的服务贸易对外支付，金融机构还应按照《国家税务总局 国家外汇管理局关于服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的公告》(国家税务总局 国家外

(五) 利潤・配当金項目下の対外支払：会計事務所が発行した関連年度の財務監査報告、董事会の利潤分配決議、直近の驗資報告。域内機構は法に基づき中期間の域外株主が得るべき配当金を支払うことができる。

外商投資パートナーシップ企業の外国パートナーが得る利潤項目の対外支払：外国パートナー出資確認登記証明と利潤分配決議書。そのうち外国パートナー出資確認登記証明は金融機関を通して外管局の関連システムから印刷してよい。

利潤・配当金項目の受取：利益処分決議と域外機構関連年度の財務報告書。

(六) 代表处(弁事处) 経費項目：経費予算表

(七) 技術輸出入項目：契約書(協議書)、インボイス(支払通知)。制限類に属する技術輸出入については、域内機構と域内個人は商務部門が発行した「技術輸出入許可証」の提出が必要。

(八) 国際賠償項目：オリジナルの取引契約書、賠償協議書(賠償条項)および全ての賠償過程の関連説明或いは証明材料；或いは裁判所の判決書又は仲裁機構が発行した仲裁書又は権利を有する調停機構が発行した調停書等のみ。

(九) 関連関係を持つ域内外機構が立替或いは分担したサービス貿易費用項目：オリジナルの取引契約書、立替或いは分担契約書(協議書又は説明書)、エビデンス(支払通知)、立替又は分担期間は12ヶ月を超えないこと。

(十) サービス貿易項目の払戻：元の払込・払出金の取引の性質を規定する取引エビデンス、全ての払戻過程の関連説明書或いは証明資料。払戻金額は元の払込・払出金額を超えないこと、且つ元のルートで払戻しすること。

(十一) その他サービス貿易項目の外貨収支：契約書(協議書)或いはインボイス(支払通知)或いは関連するその他取引エビデンス。

第七条 一件当たり5万米ドル以上のサービス貿易対外支払について、金融機関は『国家稅務總局国家外貨管理局サービス貿易等項目における対外支払稅務備案に関する問題についての広告』(国家稅務總局

汇管理局公告 2013 年第 40 号)的规定办理。

第八条 办理单笔等值 5 万美元(含)以下的服务贸易外汇收支业务,金融机构原则上可不审核交易单证,但对于资金性质不明确的外汇收支业务,金融机构应要求境内机构和境内个人提交交易单证进行合理审查。

第九条 办理服务贸易境内外汇划转业务,由划付方金融机构按以下规定审查并留存交易单证:

(一)境内机构向国际运输或国际运输代理企业划转运费及相关费用:发票;

(二)对外承包工程项下总承包方向分包方划转工程款:分包合同和发票(支付通知);

对外承包工程联合体已指定涉外收付款主体的,收付款主体与联合体其它成员之间划转工程款:相关合同和发票(支付通知);

(三)服务外包项下总包方向分包方划转相关费用:分包合同和发票(支付通知);

(四)境内机构向个人归还垫付的公务出国项下相关费用:相关费用单证或者费用清单;

(五)外汇保险项下相关费用的境内外汇划转业务,按照保险业务外汇管理的有关规定办理;

(六)其他服务贸易境内外汇划转业务,按照《境内外汇划转管理暂行规定》等办理。

第十条 办理服务贸易外币现钞提取业务,金融机构应按以下规定审查并留存交易单证:

(一)国际海运船长借支项下提取外币现钞:收账通知和船东付款指令;

(二)赴战乱、外汇管制严格、金融条件差的国家(地区),对外劳务合作或对外承包工程项下提取外币现钞:合同(协议)和预算表;

(三)赴战乱、外汇管制严格、金融条件差的国家(地区),境外代表处(办事处)办公经费项下提取外

国家外货管理局公告 2013 年第 40 号)の規定に基づき取扱う。

第八条 一件当たり 5 万米ドル以下 (5 万米ドル含む) のサービス貿易外貨収支業務について、金融機関は原則、取引エビデンスを審査しなくてよい。ただし資金性質が不明な外貨収支に対しては、金融機関は域内機構と域内個人に取引エビデンスの提出を求め、合理的な審査を行わねばならない。

第九条 サービス貿易域内外貨振替業務取扱について、振替方の金融機関は以下の規定に基づき審査を行い、取引エビデンスを保存する。

(一) 域内機構が国際運輸或いは国際運輸代理企業に対して輸送費及び関連費用:インボイス

(二) 対外請負工程項目における、総請負方から各請負方へ振替える工程費:請負契約とインボイス(支払通知)。

対外請負工程共同体が対外受払主体を指定した際の、受払主体と共同体その他メンバー間の工程費振替:関連契約書とインボイス(支払通知)

(三) サービスアウトソーシング項目における委託方から引受方へ振替える関連費用:引受契約書とインボイス(支払通知)

(四) 域内機構が個人に返還する立替していた公務出国項目の関連費用払戻:関連費用エビデンス或いは費用リスト

(五) 外貨保険項目の関連費用の域内外貨振替は、保険業務外貨管理関連規定に基づき処理する。

(六) その他サービス貿易域内外貨振替は『域内外貨振替管理暫定規定』に基づき取扱う。

第十条 サービス貿易外貨現金引出業務取扱いについて、金融機関は以下の規定に基づき審査し、貿易エビデンスを保存する。

(一) 国際海運船長の前借項目における外貨現金引出:記帳通知と船主支払命令

(二) 紛争地・外貨管理が厳格・金融条件が劣る国家(地区)に赴任する際の、対外労務協力或いは対外請負工程項目における外貨現金引出:契約書(協議書)と予算表

币现钞:预算表;

(四)境内机构公务出国项下每个团组平均每人提取外币现钞金额在等值1万美元(含)以下的:预算表;

(五)其他服务贸易外币现钞业务按照《境内机构外币现钞收付管理暂行办法》等办理。

第十一条 境内机构和境内个人应留存每笔服务贸易外汇收支相关交易单证5年备查。

金融机构办理服务贸易外汇收支业务,应当将审查后的交易单证作为业务档案留存5年备查。

第十二条 交易单证可以是纸质形式或者是符合法律法规规定且被金融机构认可的电子形式。电子形式的交易单证,金融机构审查认可后应当打印纸质文件留存,并在纸质文件上签章。

分次办理的服务贸易外汇收支业务,金融机构每次应在审查后的交易单证上注明金额、日期,加盖业务印章。

由境内机构和境内个人单方面出具的、通过网络下载或传真的交易单证,应当由提交人加盖具有法律效力的印章或签字证明。

第十三条 交易单证以外国文字表述的,金融机构可要求申请人提供中文译本。

第十四条 服务贸易外汇收支管理信息申报凭证包括《境外汇款申请书》、《对外汇款/承兑通知书》、《境内汇款申请书》、《境内付款/承兑通知书》、《涉外收入申报单》和《境内收入申报单》。境内机构和境内个人申报的服务贸易外汇收支管理信息包括:

(一)交易单证号:在申报凭证相应栏目中填写合同号、发票号。服务贸易外汇收支本身无交易单

(三) 紛争地・外貨管理が厳格・金融条件が劣る国家(地区)に赴任する際の、域外代表所(事務所)経費項目における外貨現金引出: 予算表

(四) 域内機構の公務出国項目における、団体人員の一人平均1万米ドル以下(1万米ドル含む)の外貨現金引出: 予算表

(五) その他サービス貿易外貨現金業務は『域内機構外貨現金受払管理暫定弁法』に照らして処理する。

第十一条 域内機構と個人は、サービス貿易外貨収支の各明細に関する取引エビデンスを5年間保管し、検査に備えなければならない。

金融機関がサービス貿易の外貨収支業務を取り扱う場合は、審査済みの取引エビデンスを業務保管書類として5年間保管し、検査に備えなければならない。

第十二条 取引エビデンスは、紙ベース、或いは法律法規規定に基づき、また、金融機関に許可された電子形式を使うことが出来る。電子形式での取引エビデンスに対し、金融機関は審査認可した後、紙に印刷して保存し、あわせて紙の文書上に押印しなければならない。サービス貿易の外貨収支業務を数回に分けて行う場合、金融機関は毎回審査済みの取引エビデンス上に金額・日時を注記し、捺印をしなければならない。

域内機構と個人が作成した、インターネットからダウンロード、あるいはファクシミリにて受け取った取引エビデンスは、提出人より法的効力のある印章の押印あるいはサイン証明を行わねばならない。

第十三条 取引エビデンスが外国語表記の場合、金融機関は申請人に中国語訳の提供を要求できる。

第十四条 サービス貿易外貨収支管理情報申告証憑は「域外送金申請書」、「対外送金/引受通知書」、「域内送金申請書」、「域内支払/引受通知書」、「国際収入申請明細」、「域内収入申告明細」を含む。域内機構と域内個人が申告するサービス貿易外貨収支管理情報は以下を含む:

(一) 取引エビデンス番号: 申告証憑の適当な欄に契約書番号、インボイス番号を記入する。サービス貿易外貨

证号的, 境内机构和境内个人可不填写;

(二)代垫或分摊的服务贸易费用和对外承包工程签订合同之前服务贸易项下前期费用:应在申报凭证的交易附言栏目中标明"代垫"、"分摊"或"前期费用"字样;

(三)服务贸易项下退汇:应在申报凭证的退款栏目中进行确认或在交易附言栏目中标明"退汇"字样;

(四)外汇局规定的其他管理信息。

对于境内机构和境内个人按照本条规定填报的服务贸易外汇收支管理信息, 金融机构应于收付款后5个工作日内及时、准确、完整地通过国际收支网上申报系统向外汇局报送。

## 第二章 存放境外管理

第十五条 境内机构服务贸易外汇收入存放境外(以下简称存放境外), 应当具备下列条件:

- (一)具有服务贸易外汇收入且在境外有持续的支付结算需求;
- (二)近两年无违反外汇管理规定行为;
- (三)具有完备的存放境外内部管理制度;
- (四)从事与货物贸易有关的服务贸易;
- (五)境内企业集团存放境外且实行集中收付的, 其境内外汇资金应已实行集中运营管理;
- (六)外汇局规定的其他条件。

境内企业集团实行集中收付的, 可指定一家境内成员企业(包括财务公司)作为主办企业, 负责对所有参与存放境外业务的境内成员企业的境外服务贸易外汇收入实行集中收付。

第十六条 境内机构存放境外, 应开立存放境外外汇账户(以下简称境外存放账户)。境内机构存放境外资金规模即境外存放账户的账户余额, 不

收支それ自体には取引エビデンス番号が無いため、域内機構と域内個人は記入しない。

(二)立替又は分割支払のサービス貿易費用と対外請負工程契約前のサービス貿易項目における前期費用: 申告証憑の取引注記欄に“立替”、“分割支払”又は“前期費用”と記入する。

(三)サービス貿易項目における払戻: 申告証憑の払戻欄で確認するか、取引追記欄に“払戻”と記入する。

(四)外管局が規定したその他管理情報。域内機構と域内個人は本十四条の規定に基づきサービス貿易外貨收支管理情報を作成し、金融機関は受払から5営業日以内に、正確に、完全な状態で国際収支インターネット報告システムを通して外管局に報告する。

## 第二章 域外留保管理

第十五条 域内機構のサービス貿易外貨収入の域外留保(以下「域外留保」という)は、以下の条件を具備しなければならない。

- (一)サービス貿易外貨収入があり、域外で継続的に支払決済を行う必要がある。
- (二)直近2年で外貨管理規定違反行為がない。
- (三)整備された域外留保の内部管理制度を備えている。
- (四)貨物貿易と関連するサービス貿易に従事している。
- (五)域内企業が域外留保を行い、かつ集中決済を行う際に、その域内外貨資金がすでに集中運営管理されている。
- (六)外貨管理局が規定するその他の条件。

域内企業が集中決済を行う際には、域内メンバー企業(財務会社を含む)一社を幹事企業として指定してよく、幹事企業はすべての域外留保業務に参加する域内メンバー企業の域外サービス貿易外貨収入の集中決済に対して責任を負う。

第十六条 域内機構が域外留保を行う際には、域外留保外貨口座(以下「域外留保口座」という)を開設しなければならない。域内機構の域外留保資金規模すなわち

得高于其上年度服务贸易外汇收入总规模的50%;境内企业集团存放境外资金规模即主办企业境外存放账户的账户余额,不得高于其所有境内成员企业上年度服务贸易外汇收入总规模的50%。

第十七条 境外存放账户的收入范围包括服务贸易收入以及经外汇局批准的其他收入;支出范围包括经常项目支出、调回境内,以及符合外汇局规定的其他支出。

第十八条 境内机构开立境外存放账户,应持以下材料向所在地外汇局申请办理开户核准手续:

- (一)申请书(包括但不限于基本情况、服务贸易开展情况、拟开户银行、使用期限、根据实际需要申请的存放境外资金规模等);
- (二)存放境外的内部管理制度;
- (三)境内企业集团存放境外且实行集中收付的,还需提交存放境外境内成员企业名单以及境内成员企业同意集中收付的协议;
- (四)外汇局要求的其它材料。

境内企业集团存放境外且实行集中收付的,由主办企业到所在地外汇局办理境外存放账户开户核准手续。境内成员企业与主办企业属不同外汇局管辖的,主办企业所在地外汇局办理境外存放账户开户核准手续时,应向异地境内成员企业所在地外汇局发送《国家外汇管理局xx分(支)局服务贸易外汇收入存放境外征询函》(以下简称《征询函》,见附1),异地境内成员企业所在地外汇局应在收到《征询函》3个工作日内书面向主办企业所在地外汇局反馈。

第十九条 境内机构开立境外存放账户后,应在开户后10个工作日内将开户银行、账号、账户

域外留保口座の残高は、前年度のサービス貿易外貨収入の総額の50%を上回ってはならない。域内企業集団の域外留保資金規模すなわち幹事企業の域外留保口座の残高は、全域内メンバー企業の前年度のサービス貿易外貨収入の総額の50%を上回ってはならない。

第十七条 域外留保口座の収入範囲はサービス貿易収入と外管局が批准したその他収入を含む。支出範囲は經常項目支出、域内資金の戻し、および外管局の規定に合致するその他支出を含む。

第十八条 域内機構が域外留保口座を開設する際には、以下の資料をもって所在地の外管局に対して口座開設の申請承認手続を申請しなければならない。

- (一)申請書(以下を含むがそれに限らない:基本状況、サービス貿易実施状況、口座開設予定銀行、使用期限、実際の需要に基づいて申請する域外留保資金規模等)
- (二)域外留保の内部管理制度
- (三)域内企業集団が域外留保を行い、かつ集中決済を行う際には、加えて域外留保を行う域内メンバー企業リストと域内メンバー企業が集中決済に同意する旨の協議
- (四)外管局が要求するその他の資料。

域内企業集団が域外留保を行い、かつ集中決済を行う際には、幹事企業が所在地の外管局において域外留保口座の開設申請承認手続を行わねばならない。域内メンバー企業と幹事企業が異なる外管局の管轄下にある場合は、幹事企業所在地の外管局は域外留保口座の開設申請承認手続を行う際に、遠隔地にあるメンバー企業所在地の外管局に対し、「国家外貨管理局XX分(支)局サービス貿易外貨収入域外留保照会状」(以下「照会状」という、附属資料1参照)を発送しなければならない。遠隔地域内メンバー企業所在地の外管局は「照会状」受領から3営業日以内に幹事企業の所在地外管局に文書で回答しなければならない。

第十九条 域内機構は域外留保口座を開設後、口座開設後10営業日以内に開設銀行、口座番号、口座種

币种等信息以书面形式报所在地外汇局备案;境外存放账户基本信息发生变更的,应在获知相关信息之日起 10 个工作日内将变更信息以书面形式报所在地外汇局备案;境内机构关闭境外存放账户的,应自关户之日起 10 个工作日内持境外开户行的销户通知书向所在地外汇局备案,余额调回境内。

第二十条 境外存放账户的外汇资金调回境内同名经常项目外汇账户或境内外汇资金集中运营管理账户,直接在金融机构办理。

第二十一条 境内机构变更境外存放账户的开户行、收支范围、使用期限以及需提高存放境外资金规模的,境内机构应凭申请书向所在地外汇局进行变更核准,境内企业集团应由主办企业办理变更核准。

第二十二条 境外存放账户的收支应当具有真实、合法的交易基础,符合中国及开户行所在国家(或地区)相关法律规定。

境内机构应于每个季度结束后 20 个工作日内向所在地外汇局报送境外存放账户银行对账单,银行对账单上需加盖具有法律效力的境内机构印章。

第二十三条 境内机构存放境外,应由境内机构按照国际收支申报的有关规定通过国家外汇管理局应用服务平台报送境外存放账户收支余信息。境内企业集团存放境外,应由主办企业报送相关信息。

第二十四条 境内机构办理境外存放账户的外汇收支,应当按照《指引》及本细则的规定留存相应交易单证 5 年备查。

類などの情報を書面形式で所在地外管局に届け出なければならない。域外留保口座の基本口座に変更が生じる場合には、関連情報を得てから 10 営業日以内に変更となる情報を書面形式で所在地外管局に届け出なければならない。域内機構が域外留保口座を閉鎖する場合には、口座閉鎖から 10 営業日以内に域外口座開設銀行の口座閉鎖通知書を所在地外管局に届け出、残高を域内に戻さなければならない。

第二十条 域外留保口座の外貨資金は域内の同名義の經常口座外貨口座あるいは域内外貨資金集中運管管理口座に戻すものとし、直接金融機関にて取り扱う。

第二十一条 域内機構が域外留保口座の開設銀行、収支範囲、使用期限の変更および域外留保資金規模の増加を行う場合は、域内機構は申請書形式で所在地外管局に変更申請・承認手続きを行わなければならない。域内企業集団は幹事企業から変更申請承認手続きを行う。

第二十二条 域外留保口座の収支は真実、合法的取引背景を備え、中国および口座開設銀行所在国家(あるいは地区)の関連法律規定に合致していなければならない。域内機構は毎四半期終了後 20 営業日以内に所在地外貨管理局に域外留保口座銀行のステートメントを提出しなければならず、銀行ステートメント上には法律効力を有する域内機構の印章を押印すること。

第二十三条 域内機構が域外留保を行う場合には、域内機構は国際収支申告の関連規定に従い国家外貨管理局の応用サービスプラットフォームで域外留保口座の収支残高情報を報告しなければならない。域内企業集団が域外留保を行う場合には、幹事企業が関連情報を報告する。

第二十四条 域内機構が域外留保口座の外貨収支を取り扱う場合には、「手引き」および本細則の規定に従った相応の取引エビデンスを検査に備えて 5 年間保存する。



第二十五条 国家外汇管理局可根据国际收支形势和外汇管理需要对存放境外的资格条件、期限、存放规模或调回要求等进行调整。

### 第三章 监督管理

第二十六条 外汇局通过外汇监测系统对服务贸易外汇收支进行非现场监测,对外汇收支异常的境内机构和境内个人进行非现场核查、现场核查或检查;对金融机构办理服务贸易外汇收支业务的合规性与报送相关信息的及时性、完整性和准确性实施非现场核查、现场核查或检查。

第二十七条 外汇局对需现场核查的境内机构、境内个人和相关金融机构,应出具《国家外汇管理局xx分(支)局现场核查通知书》(以下简称《现场核查通知书》,见附2),并可采取下列一种或多种方式实施现场核查:

- (一)要求被核查境内机构、境内个人和相关金融机构提交相关交易单证及书面的解释说明材料;
- (二)约见被核查境内机构法定代表人或其授权人、境内个人和相关金融机构负责人或其授权人当面询问核实情况;
- (三)现场查阅、复制被核查境内机构、境内个人和相关金融机构的财务会计资料及相关文件;
- (四)其他必要的现场核查方式。

第二十八条 境内机构、境内个人和相关金融机构应当按下列规定如实说明情况,并提供相关资料,配合外汇局开展现场核查工作,不得拒绝、阻碍和隐瞒:

- (一)外汇局要求境内机构、境内个人和相关金融

第二十五条 国家外貨管理局は国際収支状況と外貨管理の実際の需要に応じて域外留保の資格条件、期限、留保規模あるいは資金戻し要求に対する調整を行う。

### 第三章 監督管理

第二十六条 外貨管理局は外貨モニタリングシステムにてサービス貿易収支に対してオフサイト照合審査を行い、外貨収支異常の域内機構及び個人に対してオフサイト照合審査、オンサイト照合審査或いは検査を行う。金融機関が取り扱うサービス貿易外貨収支業務のコンプライアンス性、関連情報報告の適時性、完全性、正確性に対しては、オフサイト照合審査とオンサイト照合審査を行う。

第二十七条 外貨管理局はオンサイト照合審査の必要がある域内機構、域内個人及び関連金融機関に対し、『国家外貨管理局〇〇分(支)局オンサイト照合審査通知書』(以下略称:『オンサイト照合審査通知書』添付2参照)を発行の上、以下のいずれかまたは複数方式によりオンサイト照合審査を行うことができる。

- (一)検査対象の域内機構、域内個人及び関連金融機関に対する、関連書面資料の提出要求
- (二)検査対象の域内機構の法定代表者または授権者、域内個人、関連金融機関の責任者または授権者と面談を実施
- (三)オンサイトでの、検査対象の域内機構、域内個人及び関連金融機関の財務会計資料及び関連資料の閲覧、コピー
- (四)その他必要なオンサイト照合審査方式

第二十八条 域内機構、域内個人及び関連金融機関は以下の規定に従い、事実に基づき状況を説明し、且つ関連書類と資料を提出し、外貨管理局のオンサイト照合審査に協力し、拒否、妨害、隠蔽を行ってはならない。

- (一)外貨管理局が域内機構、域内個人及び関連金融

机构提交相关书面材料的，境内机构、境内个人和相关金融机构应当在收到《现场核查通知书》之日起 10 个工作日内，向外汇局提交书面报告及相关证明材料；

(二) 外汇局约见被核查境内机构法定代表人或其授权人、境内个人和相关金融机构负责人或其授权人，上述人员应当在收到《现场核查通知书》之日起 10 个工作日内到外汇局说明相关情况；

(三) 外汇局现场查阅、复制被核查境内机构、境内个人和相关金融机构的相关资料，境内机构、境内个人和相关金融机构应当按外汇局要求做好相关准备工作；

(四) 外汇局采取其他现场核查方式的，境内机构、境内个人和相关金融机构应当按外汇局要求做好相关准备工作。

#### 第四章 法律责任

第二十九条 境内机构、境内个人和金融机构应当按本细则及其他相关规定办理服务贸易外汇收支，对违反规定的，由外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》(以下简称《条例》)等相关规定处罚。

第三十条 金融机构办理服务贸易外汇收支，未按规定对交易单证的真实性及其与外汇收支的一致性进行合理审查的，依据《条例》第四十七条规定，由外汇局责令限期改正，没收违法所得，并处 20 万元以上 100 万元以下的罚款；情节严重或逾期不改的，由外汇局责令停止经营相关业务。

第三十一条 有下列行为之一的，依据《条例》第四十八条规定，由外汇局责令改正，给予警告，

機関に書面の資料提出を要求した場合。域内機構、域内個人及び関連金融機関は『オンサイト照合審査通知書』受領後 10 営業日以内に、外貨管理局に書面報告及び関連証明資料を提出しなければならない。

(二) 外貨管理局が検査対象の域内機構法定代表者または授權者、域内個人、関連金融機関責任者または授權者と面談する場合、上述の人員は『オンサイト照合審査通知書』受領後 10 営業日以内に外貨管理局に出向き、状況説明を行わなければならない。

(三) 外貨管理局がオンサイト照合審査で検査対象の域内機構、域内個人及び関連金融機関の関連証明書類を検閲、コピーする場合、域内機構、域内個人及び関連金融機関は外貨管理局要求に基づき、関連の準備を行わなければならない。

(四) 外貨管理局がその他の方式のオンサイト照合審査を行う場合、域内機構、域内個人及び関連金融機関は外貨管理局要求に基づき、関連の準備を行わなければならない。

#### 第四章 法律责任

第二十九条 域内機構、域内個人と金融機関は本細則及びその他関連規定に基づき、サービス貿易外貨収支業務を行わなければならない。規定に違反した場合、外管局は「中華人民共和国外貨管理条例」(以下「条例」)等の関連規定に則り処罰する。

第三十条 金融機関がサービス貿易外貨収支業務を行う際、規定に基づき取引エビデンスの真实性およびその外貨収支の一致性に対して合理的な審査を行わない場合、外管局は「条例」第四十七条の規定に基づき、期限内での業務改善を命じ、違法所得を没収し、あわせて 20 万元以上 100 万元以下の罰金を課す。重大な違法行為または期限までに改善されないものについては、外管局の責任・命令により関連業務の経営を停止する。

第三十一条 以下のいずれかの行為がある場合、外管局は「条例」第四十八条の規定に基づき、業務改善を

对境内机构处 30 万元以下的罚款，对个人可以处 5 万元以下的罚款：

- (一)未按照本细则及相关规定进行服务贸易外汇收支信息报告；
- (二)未按照本细则及相关规定提交有效单证、资料或者提交的单证、资料不真实；
- (三)未按规定办理境外存放账户核准；
- (四)未按规定办理境外外汇账户资金收付；
- (五)拒绝、阻碍外汇管理机关依法进行检查或核查；
- (六)未按照本细则及相关规定留存相关交易单证或留存不全。

第三十二条 虚构交易或以故意分拆等方式办理服务贸易外汇付汇的，依据《条例》第三十九条进行处罚。虚构交易或以故意分拆等方式办理服务贸易外汇收汇的，依据《条例》第四十一条进行处罚。

第三十三条 违反本细则第十六条规定，境内机构境外存放账户余额超过已核准的存放境外资金规模，依据《条例》第三十九条进行处罚。

## 第五章 附则

第三十四条 本细则下列用语的含义：

- (一)境内机构，是指中华人民共和国境内的国家机关、企业、事业单位、社会团体、部队等，外国驻华外交领事机构和国际组织驻华代表机构除外。
- (二)境内个人，是指中国公民和在中华人民共和国境内连续居住满 1 年的外国人，外国驻华外交人员和国际组织驻华代表除外。
- (三)境内企业集团，是指在中华人民共和国境内依法登记，以资本为纽带，由母公司、子公司及其他成员企业或机构共同组成的企业法人联合

命じ、当該企業に警告を与え、域内機構に対し 30 万元以下の罰金、個人に対し 5 万元以下の罰金を課す。

- (一)本細則及び関連規定に基づきサービス貿易外貨収支情報申告を行わない場合。
- (二)本細則及び関連規定に基づき有効なエビデンス、資料を提出しない、または提出したエビデンス、資料が真実でない場合。
- (三)規定に基づき域外留保口座開設の申請承認手続を申請しない場合。
- (四)規定に基づき域外外貨口座収支を行わない場合。
- (五)外貨管理機関の法律に基づく検査または照合審査を拒否、妨害する場合。
- (六)本細則及び関連規定に基づき、関連取引エビデンスを保管せず、または保管が不完全である場合。

第三十二条 偽装取引又は故意の分割などの方式によりサービス貿易外貨支払業務を行う場合、「条例」第三十九条の規定に則り処罰する。偽装取引又は故意分割などの方式によりサービス貿易外貨受取業務を行う場合、「条例」第四十一条の規定に則り処罰する。

第三十三条 本細則第十六条の規定に違反し、域内機構の域外留保口座残高が届出済の域外留保資金規模を超えた場合、「条例」第三十九条の規定に則り処罰する。

## 第五章 附則

第三十四条 本細則で挙げている用語の定義は下記の通り。

- (一)域内機構とは、中華人民共和国域内の国家機関、企業、事業単位、社会团体、部隊等をいう。外国の駐中国外交領事機構及び国際組織の駐中国代表機構を除く。
- (二)域内個人とは、中国国民及び中華人民共和国域内に満 1 年以上居住する外国人をいう。外国の駐中国外交人員及び国際組織の駐中国代表を除く。
- (三)域内企業集団とは、中華人民共和国域内にて法に従い登記を行い、資本によって結びつき、親会社、子

<p>体(不含金融机构)。</p> <p>(四)关联关系，是指境内外机构之间存在直接或间接控制关系或重大影响关系。</p> <p>(五)故意分拆，是指境内机构和境内个人为逃避外汇限额管理，同日、隔日或连续多日等频繁与境外同一收(付)款方办理服务贸易外汇收支行为。</p>	<p>会社及びその他のメンバー企業又は機構からなる企業法人連合体(金融機関を含まない)をいう。</p> <p>(四) 関連関係とは、域内外機構間に直接又は間接的な支配関係又は重大な影響関係が存在することをいう。</p> <p>(五) 故意の分割とは、域内機構及び域内個人が外貨限度額の管理を忌避するため、同日、隔日又は連続数日などで域外同一受取人(依頼人)と頻繁にサービス貿易外貨収支業務を行う行為をいう。</p>
<p>第三十五条 境内机构捐赠项下外汇收支应按照《国家外汇管理局关于境内机构捐赠外汇管理有关问题的通知》(汇发[2009]63号)的规定办理。</p>	<p>第三十五条 域内機構の寄付項目の外貨収支は「国家外貨管理局より域内機構寄付外貨管理関連問題に関する通知」(匯發[2009]63号)の規定に基づき業務を行う。</p>
<p>第三十六条 本细则由国家外汇管理局负责解释。</p>	<p>第三十六条 本細則は国家外貨管理局が解釈の責任を負う。</p>
<p>第三十七条 本细则自2013年9月1日起施行。</p>	<p>第三十七条 本細則は2013年9月1日より実施する。</p>

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部】

### 附件3 废止文件目录 附属資料3 廃止文書目録 (日本語訳は省略)

1. 关于非贸易项下结汇、售汇及付汇管理有关问题的通知([96]汇管函字第209号)
2. 国家外汇管理局关于加强对引进无形资产售付汇管理有关问题的通知([98]汇管函字第092号)
3. 国家外汇管理局关于外汇指定银行办理利润、股息、红利汇出有关问题的通知(汇发[1998]29号)
4. 国家外汇管理局关于内地与香港两地邮政通汇有关问题的复函(汇函[1998]14号)
5. 国家外汇管理局关于中资外汇指定银行外汇利润结汇的通知(汇发[1999]189号)
6. 国家外汇管理局关于修改《加强对引进无形资产售付汇管理有关问题的通知》并转发自家版权局国权[1999]15号文的通知(汇发[1999]283号)
7. 国家外汇管理局关于修改《关于外汇指定银行办理利润、股息、红利汇出有关问题的通知》的通知(汇发[1999]308号)
8. 国家外汇管理局关于简化外商投资企业技术引进售付汇管理手续的通知(汇发[1999]319号)
9. 国家外汇管理局关于旅行社旅游外汇收支管理有关问题的通知(汇发[2001]3号)
10. 国家外汇管理局、农业部关于印发《远洋渔业企业远洋渔业外汇收支管理暂行规定》的通知(汇发[2001]49号)
11. 国家外汇管理局关于国际海运业外汇收支管理有关问题的通知(汇发[2001]58号)
12. 国家外汇管理局关于旅行社旅游外汇收支管理有关操作问题的通知(汇发[2001]122号)
13. 国家外汇管理局综合司关于转发农业部《关于报送获得农业部远洋渔业企业资格的企业名单及远洋

渔业项目的函》的通知(汇综发[2001]25号)

14. 国家外汇管理局综合司关于转发《关于启用〈国际海运业运输专用发票〉和〈国际海运业船舶代理专用发票〉有关问题的通知》和《关于〈国际货物运输代理业专用发票〉增加购付汇联的通知》有关事宜的通知(汇综发[2001]26号)

15. 国家外汇管理局综合司关于转发《财政部、外交部关于印发〈临时出国人员费用开支标准和管理办法〉的通知》的通知(汇综发[2001]49号)

16. 国家外汇管理局关于旅行社旅游换汇有关问题的批复(汇复[2001]52号)

17. 国家外汇管理局关于对旅行社代售国际机票业务兑换外汇有关问题的批复(汇复[2001]213号)

18. 国家外汇管理局管理检查司关于转发国家旅游局《关于公布新加坡、泰国两国政府第二批指定旅行社名单的通知》的通知(汇管函[2001]14号)

19. 国家外汇管理局管理检查司关于转发国家旅游局公告(2001年7号)的通知(汇管函[2001]15号)

20. 国家外汇管理局经常项目司关于转发《国家旅游局公告》(2001年12号)的通知(汇经函[2001]1号)

21. 国家外汇管理局经常项目司关于转发国家旅游局《关于开展中国公民有组织地赴越南、缅甸、柬埔寨、文莱旅游业务的通知》的通知(汇经函[2001]3号)

22. 国家外汇管理局经常项目管理司关于转发《国家旅游局公告》(2001年第13号)、(2001年14号)的通知(汇经函[2001]7号)

23. 国家外汇管理局经常项目司关于转发《国家旅游局公告》(2001年第15号)的通知(汇经函[2001]9号)

24. 国家外汇管理局经常项目管理司关于转发《国家旅游局公告》(2001年第16号)的通知(汇经函[2001]14号)

25. 国家外汇管理局经常项目管理司关于转发国家旅游局《关于出国游代办点和港澳游组团社、代理社名单变更的函》(汇经函[2001]16号)

26. 国家外汇管理局经常项目管理司关于转发国家旅游局《关于批准新疆西域国际旅行社有限责任公司为出国游组团社的批复》的通知(汇经函[2001]21号)

27. 国家外汇管理局经常项目管理司关于国际旅行社延伸旅游业务外汇支付有关问题的通知(汇经函[2001]26号)

28. 国家外汇管理局关于下发《非贸易售付汇及境内居民个人外汇收支管理操作规程》(试行)的通知(汇发[2002]29号)

29. 国家外汇管理局关于旅行社组织境内居民赴香港、澳门地区旅游有关外汇管理问题的通知(汇发[2002]31号)

30. 国家外汇管理局关于调整专利权许可用汇审核凭证等有关问题的通知(汇发[2002]34号)

31. 国家外汇管理局关于调整中国公民出境旅游购汇政策的通知(汇发[2002]55号)

32. 国家外汇管理局关于旅游外汇管理有关问题的通知(汇发[2002]84号)

33. 国家外汇管理局关于旅行社组织内地居民赴港澳地区旅游有关外汇管理问题的补充通知(汇发[2002]109号)

34. 国家外汇管理局关于做好因公出国售汇管理工作有关问题的通知(汇发[2002]118号)

35. 国家外汇管理局经常项目管理司关于转发国家旅游局《关于恢复招商局国际旅行社有限责任公司出国游组团社业务的通知》的通知(汇经函[2002]1号)

36. 国家外汇管理局经常项目管理司关于转发国家旅游局《关于暂停中青旅等3家组团社赴韩国旅游业务的通知》的通知(汇经函[2002]9号)

37. 国家外汇管理局经常项目管理司关于转发国家旅游局公告(2002年14号)的通知(汇经函[2002]21号)
38. 国家外汇管理局经常项目管理司关于边境旅游支付境外团费问题的批复(汇经复[2002]3号)
39. 国家外汇管理局关于现行法规中没有明确规定的非贸易项目售付汇有关问题的通知(汇发[2003]35号)
40. 国家外汇管理局关于国家邮政局邮政储汇局办理国际汇兑业务有关问题的批复(汇复[2003]271号)
41. 国家外汇管理局关于跨国公司非贸易售付汇管理有关问题的通知(汇发[2004]62号)
42. 国家外汇管理局关于企业和预算外单位公务出国用汇管理有关问题的通知(汇发[2004]117号)
43. 国家外汇管理局综合司关于转发《商务部办公厅关于启用技术进口合同登记专用章的通知》的通知(汇综发[2004]91号)
44. 国家外汇管理局综合司关于企业和预算外单位公务出国用汇管理有关问题的批复(汇综复[2005]39号)
45. 国家外汇管理局经常项目管理司关于办理航空运输项下售付汇手续有关问题的批复(汇经函[2005]1号)
46. 国家外汇管理局经常项目管理司关于企业和预算外单位公务出国用汇管理有关问题的批复(汇经复[2005]8号)
47. 国家外汇管理局综合司关于调整部分服务贸易项下售付汇政策有关问题的通知(汇综发[2006]73号)
48. 国家外汇管理局经常项目管理司关于下发《关于服务贸易外汇管理有关问题的答复》的通知(汇经函[2006]12号)
49. 国家外汇管理局综合司关于国际运输专用发票取消后相关衔接工作的批复(汇综复[2010]122号)

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214

邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext.233

上海：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯豐大廈22階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250